



遠野市奨学金返還支援補助金

～遠野でがんばるあなたを応援します～

市内の中小企業等の人材確保を図り、若い世代の市内定着を促進するため、平成31年4月以降に遠野市内の事業所に就業し、現在遠野市内に在住している方を対象に、奨学金の返還費用を最長20年間、最大半額助成します。

※ふるさと納税を活用して実施している事業です。

● 補助金の対象になる方

補助金の対象者は、次の①から④までの要件をすべて満たす方です。

- ① 遠野市に住所がある40歳未満の方で、5年以上市内に居住する意思がある方
- ② 大学、短大、専門学校や高校など在学习中に奨学金の貸与を受け、遅延なく返還している方（これから返還が始まる方も含まれます。）
- ③ 市税を滞納していない方
- ④ 平成31年4月1日以降に、遠野市内の事業所等に労働契約の期間の定めのない常用雇用者で、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法の被保険者の方（公務員・転勤の見込みがある方は対象外です。）

● 補助対象の奨学金

補助対象となる奨学金は、次のいずれかの奨学金です。

- ① 日本学生支援機構（第1種・第2種奨学金）
 - ② 遠野市奨学資金
 - ③ その他、大学、地方公共団体、公益法人等が実施する奨学金で遠野市長が認めるもの
- ※③の奨学金の貸与を受けた方は、ご相談ください。

※社会福祉協議会の生活資金は対象となりません。

● 補助金の内容

■ 補助金の交付額

奨学金の返還額の **1/2** （ただし1,000円未満の端数は切捨てます。）

補助金の**上限額**は、年間**144,000円**（1か月当たり**12,000円**×対象月数）

■ 補助対象期間

令和6年1月以降に就業した方、平成31年4月から令和5年12月までに就業した方のいずれも、就業した月（又は返還が始まった月）から **最長20年間**

※補助金の返還が終了した場合は、その月で終了となります。

※補助対象者の年齢が40歳に達した場合は、40歳に達した月で終了となります。

● 補助金の手続き

Step 1 承認を受ける…

補助金を受けるためには、あらかじめ補助金返還支援補助金交付の「承認」を受ける必要があります。(初年のみ)

Step 2 交付決定を受ける…

補助金の交付承認を受けた方は、毎年 1 月から12月までに支払った奨学金の返還額に応じて、補助金の交付申請を行い「交付決定」を受ける必要があります。

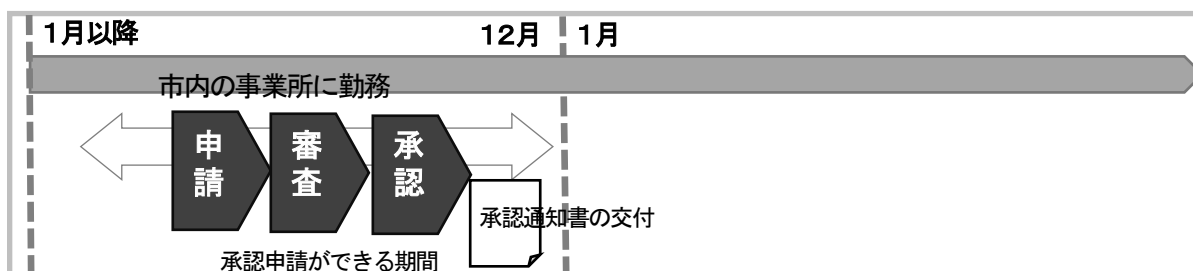
Step 3 補助金を請求する…

補助金の交付決定を受けた方は、毎年 2 月末日までに補助金の請求を行い、補助金の支払いを受けることができます。

【Step 1 補助金の交付承認申請】

(承認申請ができる期間)

令和6年12月末日までに、補助金交付承認申請書に必要書類を添えて遠野市に提出してください。



※12月末日は遠野市役所の閉庁日のため、翌1月の遠野市役所の開庁日が実際の提出期限になります。

(提出する書類)

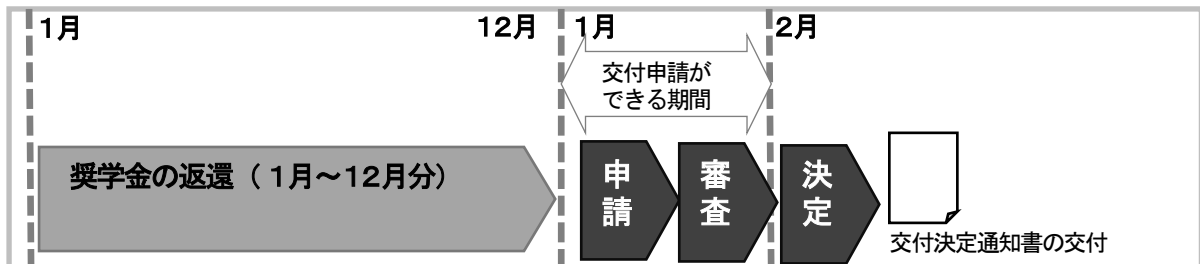
次の書類を申請期間内に遠野市に提出してください。

提出書類	書類の取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金交付承認申請書 (様式第1号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 労働条件を明示した雇用契約書等の写し又は 就業証明書(様式第1号の2)	就業先の事業所 様式は市ホームページに掲載しています。
<input checked="" type="checkbox"/> 奨学金の貸与総額、返還期間・毎月の返還金額 を確認できる書類 ・割賦金の決定通知(兼振替案内) ・貸与奨学金返還確認票 など	奨学金の貸与機関によって異なります。 ・日本学生支援機構の場合 支援機構ホームページ内のスカラネット・ パーソナルに登録すると、貸与証明書の発 行を申請できます。
※申請時に返還済の奨学金がある方のみ <input checked="" type="checkbox"/> 返還金額証明書 (滞納がないこと、返還済金額を確認するために使用します。)	・日本学生支援機構の場合 支援機構スカラネット・パーソナルにより、 返還証明書の発行を申請できます。
<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決 定通知書の写し	就業先が保管している書類です。
<input checked="" type="checkbox"/> 健康保険被保険者証の写し	
<input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し	

【Step 2 補助金の交付申請】 1月上旬頃に手続きに関する通知を送付します。

(交付申請ができる期間)

毎年1月末日までに、補助金交付申請書に必要な書類を添えて遠野市に提出してください。



(提出する書類)

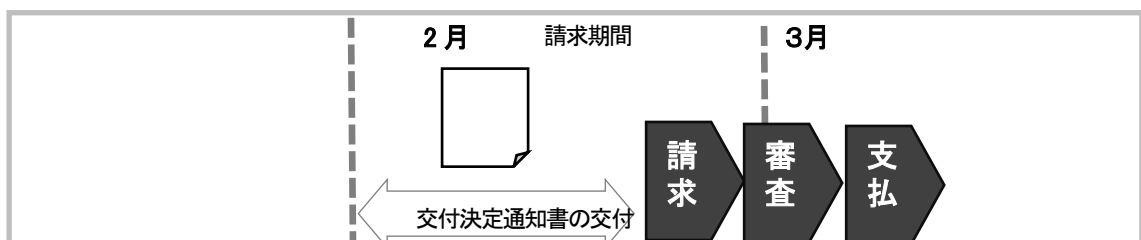
提出書類	取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金交付申請書 (様式第7号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ
<input checked="" type="checkbox"/> 就業証明書 (様式第1号の2)	就業先の事業所 様式は市ホームページに掲載しています。
<input checked="" type="checkbox"/> 奨学金の返還額を証する書類	例 領収書、通帳、振込依頼書の写し 返還額証明書 (日本学生支援機構発行) など

※申請時に市内事業所を退職している場合や遠野市外へ転出している場合は補助金交付の対象となりません。

【Step 3 補助金の請求】

(請求書の提出期間)

毎年2月末日までに、補助金請求書を遠野市に提出してください。



(提出する書類)

提出書類	取得場所
<input checked="" type="checkbox"/> 遠野市奨学金返還支援補助金請求書 (様式第10号)	遠野市役所 商工労働課又はホームページ

● Q & A

Q 自分が事業主の場合は、補助金の対象になりますか？

→A 雇用契約による就業が条件のため、自営業者を含め事業主の方は、補助金の対象者になりません。

また、会社の役員も補助金の対象者になれません。

Q 補助金の承認を受けてから20年間補助金がもらえますか？

→A 令和6年1月以降に就業した方は市内の事業所に就業したときか、奨学金の返還を開始したときのいずれか遅い月から20年間分の奨学金の返還に要した費用が補助の対象です。

平成31年4月から令和5年12月に就業した方は令和6年1月から20年間分の奨学金の返還に要した費用が対象です。

ただし、20年を経過する前に、補助金の返還が終了する又は満40歳を迎える方はその月で終了となります。

Q 育児休暇、病気休暇を取得した期間は、補助金交付の対象になりますか？

→A 就業されている事業所を離職していなければ、補助金交付の対象になります。ただし、補助金の申請の際は、就業先に就業証明書を記入してもらう必要があります。

Q 複数の奨学金を返還している場合はどうなりますか？

→A 補助対象の奨学金であれば、返還額を合算して補助金の申請ができます。

Q 奨学金を繰上返還した場合、繰上返還分も補助金の交付が受けられますか？

→A 補助金の上限額は、年間144,000円です。(補助金交付対象月数×12,000円)

その範囲内で補助金の交付を受けることができます。

Q 雇用期間の定めがある雇用から雇用期間の定めがない雇用に変更になった場合は補助金の対象になりますか？

→A 雇用期間の定めがない雇用になった月から補助金交付の対象になります。

Q 就業先を離職し、遠野市内の別の事業所に就業した場合、補助金の交付を受けられますか？

→A 遠野市内の事業所に就業しているほか、補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。

ただし、新たに就業した日から30日以内に奨学金返還支援補助金承認変更申請書を市役所に提出し、変更の承認を受ける必要があります。

Q 補助金交付の承認を受けてから、遠野市外に転出しました。その後、再び遠野市内に転入し、遠野市内の事業所に再就職した場合、補助金の交付が受けられますか？

→A 補助金の交付対象者の条件を満たす場合は、補助金の交付が受けられます。

ただし、補助金を受けられる期間は、当初の補助金の交付承認で認められた期間です。

(お問い合わせ先・申請先) **遠野市 産業部 商工労働課**

〒028-0592 遠野市中央通り9番1号 遠野市役所本庁舎1階

電話番号 0198-62-2111 (代表) E-mail shokou@city.tono.iwate.jp